

鎌倉市教育委員会 平成30年12月定例会会議録

○日時 平成30年12月19日(水)
9時30分開会 11時08分閉会

○場所 鎌倉市役所 講堂

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 平成30年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分
の報告について

イ 中学校給食に関するアンケートの集計結果について

ウ 「鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」の策定について

エ 第3次鎌倉市図書館サービス計画素案等について

オ 鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準の策定について

カ 行事予定(平成30年12月19日～平成31年1月31日)

キ 鎌倉生涯学習センターの休館に伴う目的外使用許可取消しに係る聴聞の実施
について

日程2 議案第22号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程3 議案第23号

鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を
改正する規則の制定について平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

安良岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより12月定例会を開催する。本日は所用につき教育部長は途中で退席をさせていただくので、ご了承いただきたい。本日の会議録署名委員を下平委員に願います。本日の議事日程については、お手元に配付したとおりである。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

- (1) 教育長報告

安良岡教育長

11月の主な活動であるが、11月27日火曜日に鎌倉市文化財専門委員会が開催され、文化財専門員の皆様に今年度の鎌倉市の指定文化財についての諮問をさせていただいた。またこの後、答申を受けて教育委員会にお諮りしたいと思う。

11月28日水曜日は、鎌倉能舞台にご協力をいただいて、小学校6年生に能狂言教室というのを開催しているところである。どんな子どもたちの様子なのか、私も一緒に見学をさせていただいたところである。来年度も引き続いて国語の教科書に狂言の柿山伏というのが載っているので、それを実際の能舞台で見る。自分たちも狂言というものを体験するというのを、来年度も取り組んでいきたいと考えている。

12月5日から市議会12月定例会が始まり、また内容については後ほど部長からご報告をさせていただきたいと思う。

委員の皆様からあればよろしく願います。

齋藤委員

12月7日金曜日、小学校音楽会があり、朝から各校の子どもたちの様子を参観してきた。それぞれの学校が工夫しており、子どもたちの声が本当に揃っていた、ということは心が揃っていたのだということで、指揮者との関係も非常によく、まとまっていたというのが私の強い印象であった。各学校それぞれ指導者が違うので、学校の特徴を出していた。それから、ある学校はほとんどが5年生なのだが、4年生が参加して、そこはどうかと思っていたのだが、本当に子どもらしい明るさでパフォーマンスも入れて、5年生にも負けないくらいよい演奏をしてくれていた。その中で、これこそが小学校の音楽会であり、教育であるのだと非常に感動したのは、ある学校なのだが、実際に合唱が始まった時にとっても綺麗な声が大きく聞こえてきたのである。少し大きいかと思ったのだが、綺麗な声で、一生懸命歌っているのだろうと感動をしながら、また途中少し穏やかな声になり、また張り上げた声が響いてくるのである。考えた時に分かったことは、少し障害を持っているのかというお子さんが、歌が大好きで、一生懸命に歌っていた。後で聞いた話だが、担任からか学校からか、音楽会の担当の方にこのような状況があるがという話も来ていたということなのだが、私が感動したのは、周りの子どもたちが、自分たちの完成した声よりも、また違うよい声なのだが、「なんだ、この声は」というような、「大きさが違う」と見るかと思ったのだが、全然そうではなくて、本当に暖かい気持ちで堂々とその子が一緒にもっと歌えるような、自分たちも声を張り上げてというか、心を込めて歌うその様子が、また終わった後の子どもたちの満足げな姿が、私はこれが小学校の教育なのだ、そしてそれは今日の音楽会に現れている。けれど、日々の学習の中に非常に息づいているのだろうと、全体が上手だということよりも感動した。私も気持ちが昂ぶってしまって申し訳ないのだが、その時に校長先生を見たらボロボロ泣いていた。日頃の教育の大切さを痛切に感じて、心と心がこんなに密接に思いやることができる教育が鎌倉の中にある。いろいろな学校でそういうことをしてくれているのだということ、非常に嬉しく思った。

それからもう一点、その後子どもたちの美術的な作品展があったのでそこを見に行った。たくさん飾ってあるのだが、子どもたちが工夫して一生懸命心をこめて作ったというのは分かるのだが、ただ残念だと思ったのは、あまりにも狭いということである。数多く子どもたちの作品を飾ってあげようというのは大事なことなのだが、会場を大きくしたい。あれをも

っと広くした所で、少しゆとりがあつて観賞させることができる、その場を作っていきたいものだと思つた。保護者も大勢見に来て喜んでくれるのだが、それだけに観賞をする、立派な絵というのは一個壁にかかつてそれをじつと見ると、そこまでいかないが、とにかくもう少し場所をとるようなことを思つた。今、生涯学習センターのことも非常に大変な中だと思つたのだが、また来年もいろいろ工夫ができたという思いを持った。よい作品をたくさん見てきた。

山田委員

昨日学校訪問で玉縄小学校に委員皆で行ってきたので、そのご報告をさせていただく。玉縄小学校は、以前ここにいらっしゃった方が校長で、いろいろ打ち解けたお話もできたのだが、学校全体として個別指導の支援が必要なお子さんが、ここだけではないと思うのだが特に多いということで、さまざまなご努力をされている様子を伺つた。

具体的には個別の取り出しとか、TT で複眼的に見るとか、特別支援の時間も、その子その子に合わせて1時間から3時間の間で決め細やかに保護者の方とご相談をされながら、それから何か試してみて、やはり駄目だったら今度どうしようかということ、非常にフレキシブルに対応されている。お子様によってはかなり効果が出て、特別学級から普通級についていける子もいらっしゃったり、子どもの成長に合わせた対応ができているというのに感銘を受けた。

授業の様子も見たのだが、そういった手のかかる児童が多いからなのか、また学年末で通知表もつけなければならない非常に忙しい時期に私たちがお邪魔してしまったということもあるかもしれないのだが、先生が求心力を持って授業を掌握するというか、そういった雰囲気ちょっと欠けているかというのが気になったところである。具体的には、算数の授業などでも、共通のプリントや課題を取り組んでいる時についていけない、前に進めない、止まってしまって解き方が分からないという子が後ろから見ても何人か居たので、そういう児童にもう少し先生が付いてあげるとか、先生が全員見るのが無理であれば、できて他の本を読書している子がたくさんいたので、そういう子が教えるとか、もう少し促してほしいということはお伝えして、先生も確認するということがあった。

それから、お若い先生方中心に板書を見ていると、字の書き順が違うのではないかと、最近、玉縄に限らず増えてきているというのが印象である。それが国語ではなくても、特に小学校は大事にしてほしいと思つている。

最後に、通知表を今つける時期で、過去にも問題があつたが、きちんと確認してほしいと申し上げたし、それ以前に学校も取り組んでいらっしゃつたのだが、そこで私たち、私だけかもしれないが、知らなくてあつと思つたのは、各学校によって通知表の書式が違うということ。2段階であつたり、3段階であつたり、小学校がするというので、それは市で統一できないのかと思つた。特に通知表と指導要録という先生方にとっては二重の作業があるということ、そこも統合することで保護者への説明の中で指導要録を活用していらっしゃるといふことがあつたが、何か作業を効率化したり、よりよい通知表を出したりすることにつながるのかと思つた。その辺り、現場でご存知のことがあつたら教えていただきたい。

安良岡教育長

初任者研修は教育センターがやっているのですが、引き続き書き順等も含めてご指導いただきたいと思うが、通知表については教育指導課長いかがか。

教育指導課長

山田委員のご指摘のとおり、小学校は通知表は独自に学校が作っている。それは、通知表というのは法的拘束力がある物ではなく、学校が保護者や児童生徒に対してお知らせするという物であるので、学校が独自に形式等を考えてやっている。そのため、学校により少しずつ形が違って、評価の仕方も少し違うというのが確かに現状である。ただ、新学習指導要領が全面実施されると、評価の観点も今までとは少し変わる。先ほど山田委員がおっしゃっていた指導要録という物もあり、今中学校では導入しているが、指導要録だとか、通知表だとか出席簿等が一体的に処理できるような校務支援システムという物があり、小学校にも導入することをただ今検討している。今後はそういった面で観点が変わるということや、校務支援システムがいつから導入できるかはまだ分からないが、そういった通知表についても今後の課題として捉えており、取り組んでいきたいと考えている。

下平委員

総合計画審議会の会議に出席したり、メールで意見等述べさせていただいたりしているのだが、前回の教育委員会でもご報告いただいたが、文化財部の博物館基本構想、これに関しては SDGs の視点から競争意識を十分に持って、緑の保全それから環境問題、安心安全な町づくり等も含めて、やはり力を入れて取り組んでいただきたいということは申し上げさせていただいた。引き続きよろしく願います。

(2) 部長報告

教育部長

それでは、市議会 12 月定例会の概要について報告をさせていただく。お手元に資料をお配りさせていただいているが、右肩に部長報告と書いてある資料である。

市議会 12 月定例会については、12 月 5 日から 21 日の 17 日間開催しており、まだ開催中である。一般質問は 18 人中教育部関連については 6 人の議員さんからの質問があった。お手元を書いてあるように、千議員、竹田議員、くりはら議員、飯野議員、足立議員、西岡議員からこれらについてのご質問いただいたところである。

続いて教育こども常任委員会だが 12 月 12 日に開催し、議案の補正予算 2 本、報告事項 7 本ということで、議案については総務常任委員会への送付意見はいただかなかったところである。報告事項については 7 本中、生涯学習センターの耐震の休館については聞き置くということになった。これについては鎌倉市の耐震のあり方についてどう考えるのかというようなご質問もいただいた中で、聞き置くというような取り扱いとなっている。

その後、12 月 17 日に開催された補正予算を審議する総務常任委員会だが、一般会計予算、御成小学校の旧講堂の追加調査費だが、これについては多数の賛成、それと生涯学習センターの耐震改修工事については総員の賛成をいただいたところである。御成小旧講堂の調査費

を含む一般会計補正予算については、お隣の旧図書館の関連もあり、多数の賛成ということで、講堂の調査についての意見をいただいたわけではない。今後 27 日、今週の金曜日だが本会議での議案審議をいただく予定となっている。

なお、学習センターの関連として、今後これから課長報告で専決事項の中で休館にいたる経過などに触れさせていただくとともに、聴聞についても課長報告をさせていただく。なおかつ、本日の議案として 2 本、生涯学習センター関連、議案を出しているのです、ご審議をよろしく願います。

文化財部長

2 件、報告をさせていただく。お手元にお配りした鎌倉市教育委員会文化財部長報告というペーパーをご覧ください。1 件目は教育部長に引き続き文化財部関連の市議会定例会でのやり取り。それから 2 件目は、新聞報道等があったのでご存じかと思うが、国指定遺跡の大町釈迦堂遺跡付近で岩盤崩落が発生したので、そのことについてご報告をさせていただきます。

まず市議会 12 月定例会の概要であるが、文化財部、歴まち関連では 18 人中松中議員から、明治 150 年に関連し、刀剣展それから鎌倉とゆかりの外国人についてということで、記載のとおりのご質問をいただいた。特に、議員は鎌倉、武家政権発祥の地で、日本刀、刀剣ブームを踏まえて何かでできないのかということ、最後教育長にお尋ねになられた。

続いて 12 月 12 日開催の教育こどもみらい常任委員会については、議案としては先ほど下平委員にも触れていただいたが、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の制定について条例案をお諮りして、総員の賛成によって原案が可決されたということである。それから議案第 74 号で文化財部所管部分の補正予算ということで、これも先般こちらでご協議いただいた鶴岡八幡宮の防災工事に関する補正予算。これは総務常務委員会の送付意見なしということで、了承された。それから報告事項で大町釈迦堂口遺跡の、今回の崩落事故以前に対策工事をやるということで検討しているが、そこに工程を変更せざるを得ないということで、そのことのご報告をして了承を得たところである。そして 12 月 17 日の総務常任委員会において、先ほどお話しした補正予算については多数により原案が可決され、文化財部の部分も含めて本会議に諮られるということである。先ほどの条例案についても明後日開催の本会議で諮られるということである。以上が 12 月定例会の概要である。

続いて、大町釈迦堂口遺跡の崩落について、別添の資料があるのでご覧ください。地形図という図面、崩落箇所と、それから記者発表資料ということでお付けした。発生したのは 12 月 14 日で、10 時頃に文化財課に近くにお住まいの方から「9 時 45 分ぐらいにすごく大きな音がして、見たら崩れている状況だ」という通報があり、ただちに文化財課の職員が現地に行って確認をしてきた。そうしたところ、この地形図をご覧くださいののだが、崩落の箇所は赤線で囲った中が史跡の指定範囲なのだが、それに近接するような形で、今回崩落対策工事を実施しようとしているトンネル部分の浄明寺側の西側の斜面というか壁、これが崩落を起こしており、量的には約 50 リューベ。見た目なのだが、写真をご覧くださいとかなりの量の岩塊が崩落していた。ただし幸いなことに、この場所は昭和 50 年以降、崩落の危険性があるということで通行止めにしていたバリケードの内側であり、通行人等がなくて人がなかつたということである。これについては、当日すぐに消防それから警察に現

地を確認していただいて、大丈夫だろうというコメントを得ているところである。なぜ崩落したのかという原因についてはこれから地質の専門家等に見ていただいて究明をしていきたいのだが、おそらく経年劣化が進みそこに根が入り込んでというようなところなのかと思われる。今後の対応であるが、崩落を起こした土地の所有者が県ということで、県、それと国、文化庁等と相談しながらどうしていくかということを考えていきたいと思っている。通行止めの箇所だったので、大きな事故にはいたらなかったことが幸いと思っている。

(3) 課長等報告

ア 平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

次に、課長等報告に進む。まず報告事項のア「平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について」、説明させていただく。

平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)について、市長から平成 30 年 12 月議会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求められたため、11 月 21 日に開催した教育委員会定例会において、御成小学校旧講堂改修工事設計及び史跡鶴岡八幡宮境内斜面崩落対策工事の 2 件については、協議し、同意をいただいたところだが、その後、鎌倉生涯学習センターの耐震改修工事について、市議会 12 月定例会に追加で補正予算を提案することとなった。本来であれば、教育委員会を開催し協議すべきものだが、教育委員会に提案する時間的余裕がないことから、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第 2 条第 2 項に基づき、意見はない旨専決処分を行い、平成 30 年 12 月 4 日付で回答したため、同規則第 5 条の規定により、報告するものである。

資料は、2 ページから 7 ページをご覧ください。追加の補正は、教育部の事業における継続費の追加となる。3 ページ、継続費をご覧ください。55 款 教育費 20 項 鎌倉生涯学習センター耐震改修事業についてである。鎌倉生涯学習センターについては、平成 30 年度に耐震改修工事設計業務委託、平成 31 年度に耐震改修工事を実施する予定で、平成 31 年 7 月から 7 か月間、当センターのホール及び音楽室の利用を中止することとしていた。しかしながら、現在、実施している設計委託において現状の耐震性能を確認したところ、構造耐震指標 I_s 値がかなり低い速報値が示され、一部に強度不足が判明したため、平成 30 年 12 月 28 日から休館し、平成 30 年度に契約に係る事務手続を行い、平成 31 年度から平成 32 年度にかけて、工期 11 か月の耐震改修工事を実施する予定で、3 か年の継続費を設定するものである。30 年度は支出負担行為のみを行うため、歳入・歳出予算の計上はない。

本件は、設計業務委託において、必要となる補強箇所数が、平成 21 年度に実施した耐震

診断業務委託成果物の箇所数から大幅に増えることが認められたため、本事業を委託している行政経営部で、その原因について設計会社を通じ調査したところ、平成 21 年度に実施した耐震診断業務において耐震性能が過大に評価されていたことが分かった。現在、耐震診断結果の判定評価を行っている第三者の耐震判定評価委員会において、Is 値 0.3 未満、倒壊又は崩壊する危険性が高いとの速報値が示された。なお、最終的な評価結果については 12 月末頃に出される予定となっている。以上の状況から、当該施設は、不特定多数の一般市民等が利用するだけでなく、災害時の帰宅困難者の避難施設にもなっており、利用者の安全確保を図るため、平成 30 年 12 月 28 日から施設全館を休館することとし、早急な工事を実施していく必要があると判断したものである。

次に、利用団体への対応についてである。発表とあわせて、利用登録している団体全てに対し、休館に係る通知を送付し、12 月中の利用団体には事情を説明するため電話連絡を行い、利用意向の確認を行った。その後、6 月までの利用団体へ、順次電話による連絡も行ってきた。なお、休館までの間、利用される方への安全確保対策として避難路を明示し、避難誘導を行うため、市職員が夜間、土日祝日についても対応を行っているところである。また、周知についてはホームページ、SNS 等を利用し、広報かまくら 12 月 15 日号へ掲載したところである。今後とも、利用者への適切な対応とともに、早期の再開に向けた取組を進めていく。

(質問・意見)

安良岡教育長

急な閉館の決定であったので、学習センターの職員だけではなく、こちらの職員も皆で手伝ってお知らせはしたところである。

朝比奈委員

急なことで、予約をしていろいろ手配をした利用者の方々が残念だという声を伺っておるが、例えばそういう時に代替の施設を紹介して下さっているようだが、近隣の市町の施設を急に鎌倉市の方が使うとなるといろいろハードルが高い訳だが、そこを何か便宜を図るようなことはないのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

休館が決まり、逗子市へ教育長にお願いに行ってもらったりして、団体登録等に対するご配慮と、空き状況を優先的に教えていただいたような状況である。その中で数件逗子の方をご紹介したり、芸術館についても基本的には私たちの空き状況と付き合いをして、直接その日予約をしている方にご案内をさせていただくような状況である。また、商工会議室のホールについても空き状況、こちらはアナログなのだが、教えていただく中でご紹介をさせていただいているということである。団体登録が必要などところが多いのだが、団体登録なしの状況でもなるべく取れるようにご配慮をいただいている部分もある。

下平委員

私も登録している団体なので、本当に皆さんご苦労していらっしゃると思う。先ほどの報告の中であったが、以前の調査で大丈夫というか補強して、それに予算をかけて、そして更にそれに伴って内装を少し変えたりして、そういうことにも予算が出ている。その時の調査に対して違っていたということになっている訳で、その辺の話し合いについては、その調査した業者とどうなっているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

当初耐震強度 Is 値について、21 年度のものが違うのではないかというお話があった時点から、速報が出る前の段階にもなるが、顧問弁護士の方に相談をし、どの辺りまで 21 年度に実施した業者に責任を問えるかという部分については相談させていただいている。これが損害賠償になるのか、もしくは責任が平成 21 年であるので、約 10 年近く経っている中でどこまで問えるのかということは、今後法律的に相談を行いながら適切に対応していきたいと考えている。

(報告事項アは了承された)

イ 中学校給食に関するアンケートの集計結果について

安良岡教育長

次に、報告事項のイ「中学校給食に関するアンケートの集計結果について」報告をお願いします。量が多いので、簡潔をお願いします。

学務課担当課長

課長等報告事項イ「中学校給食に関するアンケートの集計結果について」報告する。議案集 8 ページを参照いただきたい。

平成 29 年 11 月 7 日から中学校給食を開始し、一定期間を経過したことから、給食事業の導入を通じて得ることができた成果を検証する目的で、保護者を対象としたアンケート調査を実施した。この度、集計結果がまとまったので、資料に基づき、報告する。9 ページ「中学校給食に関するアンケート(保護者対象)集計結果」を参照願いたい。

まず、アンケートの概要だが、9 月 10 日から 21 日までの間、市内 9 校全ての保護者を対象に実施した。対象者数 3,350 人のうちの約 61.8%、2,069 人から回答があった。使用したアンケート用紙は、16 ページに掲載している。

続いて、結果について概要を報告する。「1 給食を利用しているか」との質問で、利用状況を聞いた。「毎日利用している」と回答した方が 78.6%であり、喫食率に近い数値になっている。一方で「利用したことがない」と回答した方が 9.1%と約 1 割弱いらしかった。次に 2(1)で「給食が始まったことについて、どう思うか」と、全ての保護者に感想を聞いた。「よい」、「どちらかといえばよい」で 91.2%と、その回答から給食事業の開始が、保護者から高い評価をもって受け入れられたと伺える結果となっている。

次の 10 ページを参照願いたい。2(2)に、「給食が始まってよかったこと」の集計結果を記

載した。ここでは「栄養バランスのよい食事が食べられる」が最多の回答となっており、給食の提供を通じて、成長期にある中学生の健康の保持・増進に寄与したいという給食導入の目的が、保護者にも伝わっていると考えている。また、その他に「弁当を作らなくてよい」、「夏場の弁当の傷みなどを気にしなくてよい」といった回答が上位を占めており、保護者の負担軽減にも貢献できていると考える。

次に(3)に、給食が始まって好ましくないと回答した方に聞いたその理由を記載した。この対象者は22人に過ぎないが、「予約が必要なこと」が最多の回答になっていた。そのため、自身での予約操作が卒業まで不要になる「在校時一括予約」の周知について、今後も引き続き努めていく。

11 ページを参照いただきたい。3に、給食の利用方法についての理解がしやすかったか、実施方式、申込から予約及びキャンセル方法までのそれぞれの項目について、回答を記載した。保護者向けの説明会や給食ニュースの配布などを通じて、給食の利用方法を案内してきたところだが、その成果もあってか多くの設問について、約6割の方から「分かりやすい」、「どちらかといえば分かりやすい」との回答をいただいた。一方で、約3割の方が「給食費」と「予約・キャンセル」について「少し分かりにくい」、「分かりにくい」と回答していることもあり、今後も、周知や説明方法等について、より分かりやすくなるよう工夫をしていく。

続いて、4に、給食の事前予約に利用する予約システムの使いやすさについての回答を記載した。60.6%の方が「とても使いやすい」、「概ね使いやすい」と回答している一方で、13.1%の方は「少し使いにくい」、「使いにくい」と回答している。

12 ページを参照願いたい。(2)に、前問で「少し使いにくい」「使いにくい」と回答した方に、どの部分がそうかと尋ねた結果を記載した。その結果として、「ログインが面倒」、「操作方法が分かりにくい」と感じている人が多かったことから、これについてもより分かりやすい説明になるよう、利用ガイドの見直しなどを進めている。

次に、「5 献立内容」についてである。献立のバラエティさ、栄養バランス、食材の安全性、子どもの嗜好及び季節感の5項目については、共に約9割の方が「栄養バランスがとれている」、「献立がバラエティに富んでいる」と回答した。一方、「子どもの嗜好に合っている」との回答は、51%にとどまっている。学校給食の目的と子どもたちの嗜好との関係は、適切なバランスが必要だが、子どもたちの嗜好の把握に努めながら、日々の給食を通じて、新たな食との出会いにもつながるよう、引き続き様々な献立の提供に努め、更なる食育の推進を図る。

13 ページを参照願いたい。6で、皆で同じものを食べるという給食が始まったことで子どもたちの食に対する意識に変化があったかということについての回答を記載した。保護者から見て、「意識に変化があった」とはっきり感じることは少ない様子だが、変化があったと回答した方のうち、「食の話題が増えた」、「よく食べるようになった」と回答している人が多いようである。

続いて、「7 給食費について」の回答である。現在の1食330円の給食費については、20.4%の方から「安い」、72.1%の方から「妥当」であるという回答があった。食材の値上がりなども今後予想されるが、可能な限り現在の給食費を継続していけるよう、努力していく。

14 ページを参照願いたい。8 は、今後の中学校給食に期待することである。「味・おいしさの追求」、「毎日の栄養バランスの向上」、「衛生管理に配慮した給食調理」が上位となった。今後も、皆様の期待に応えられるよう努力していく。

次に9では、給食を利用していない270人から得たその理由である。その結果は、「子どもが給食よりもお弁当が好きだから」が最多であった。現在、約8割の生徒が毎日給食を利用しているが、より多くの方に給食を選んでいただけるよう、引き続き、工夫を重ねていきたいと考えている。

そして最後に、15 ページに、自由に記載していただいた意見と感想の一部を記載した。量の調整やおかずの温度など、デリバリー方式であるが故の課題について触れられている意見が多いようである。一方で、感謝の言葉も多くの方から頂戴しており、中学校給食を導入した効果は、ここからも十分にあったと認識している。

給食開始から1年以上が経過したが、関係者の理解と協力のおかげもあり、非常に多くの生徒が給食を利用している。家庭弁当との併用型のデリバリー方式としては、全国的にも他に類を見ないほどの高い喫食率を維持しているが、これに甘んじることなく、今回のアンケート結果を十分に参考にしながら、今後の献立作成や給食の提供方法などの検討を続け、事業の更なる充実化に努めていく。

(質問・意見)

下平委員

全国的にも非常に利用率も高くて好評なようで素晴らしいと思うが、このアンケートの中に利用をやめたという方がいらっしゃるようである。利用していたがやめた、それでアンケートの中にもそのやめた理由を書いてくださるようになっていたのだが、そもそも利用しないというのとやめた方というのはお弁当の方がよいと子どもが言ったという答えが一番多かったのか。

学務課担当課長

そのようなのだが、中には自分にとって量が多すぎて、残すのが非常に苦痛に感じるというようなご意見もいただいた。考え方としては理解できるし、できれば量を調整したいというところなのだが、デリバリー給食の提供の難しさというものをここに感じている。

山田委員

今の量のことについて質問しようと思っていたのだが、やはり食べ物を残さない、捨てない、大事にするという考え方と量が決まってしまうということは矛盾していると思うのだが、デリバリー方式なので仕方がないということもあるが、もう少し大、中、小なのか、少なくとも中、小とか普通と軽い小盛りとか、あるいは足りないという方もいるから三段階にできたら一番よいし、もっといってご飯だけはその場でよそえるとか、何かその辺の工夫ができないのかと、私たちは何回か給食に伺って感じている。何かここは対応できないか。

学務課担当課長

量が足りないということなのだが、基本的に出している給食は文部科学省で推奨して定めている中学校生に必要な栄養価という観点がある。それを足りない、食べ物を大事にしたい、それは非常に分かるのだが、一方その子どもに対して必要な栄養素としてとらえている。もちろん体の大きさの関係で私のように大きい人、それから小柄な人までの差は確かにあるが、そのバランスが非常に苦慮するところである。残してよいのか、捨てたくないというのと、必要な栄養素とのバランスをいかに取るかというのを、まず大事だと思っている。

次に量の多さについてだが、おかわり制度を設けており、注文5個に対して1個のおかわりご飯を提供する。ところが足りないという意見がある一方、おかわりご飯も余って結構戻ってくるというような状況が続いており、このところ中学校の皆さまと話し合いをして、おかわりご飯の調整を今後図っていかうかと考えている。結局おかわりのご飯を提供しても、戻って来て捨ててしまうといったような現状もある。一方で足りないと言っている人もいるので、当時はクラスのコンテナの中での調整だったのだが、隣のクラス、学年を越えての調整も学校の方で運用をしていただき、そこはうまくいっている中で、それでもおかわりご飯がそのまま帰って来てしまうという現状もあるので、それも今後の課題として考えている。

次に大・小・中のサイズの量の調整が注文でできるかということなのだが、それは確かにベストなのだが、実はこの量の多さというのは当初想定を越えており、量を供給するための努力を最大限行っているところである。裏を返せば、余裕がないということもある。もし喫食率が少なく目標に届かないというか、工場側や我々の方に余裕があればそういった方法も取れるのだが、余裕がないことには理由にはならないが、今のところ、まずは皆さんに安定した給食を提供することを第一という形で、申し訳ないのだが、とらせていただいて、量の調節について今後の課題として考えさせていただくことになっている。

齋藤委員

私は一つ気になったというか、いけないということではないのだが、中学校で一緒にお食事をいただいている時に、配られてきてそしていろいろ話をしている中で「ご飯は足りるか」とか「給食は足りるか」と聞いた時に、足りないからご飯をとという時もあるが、おかずが足りないと言っていた。確かにご飯はいっぱいあるが、おかずは難しいということを知りながら、それはそうだと私も納得した。

それからもう一点は、出て来たおかずをおいしい、おいしいと言って食べている、それはやはり皆さんの努力のおかげだと嬉しく思ったのだが、ご飯だけが残って、この子はどうするのだろうと、私はすごく心配で見えていたのである。そうしたらおかずだけ食べてしまって、あとでご飯だけ食べるのである。家庭ではそんなこと、私は自分の子どもたちにはそういうことしてなかった。今の時代、世の中の子どもたちの違いかと思ったのだが、その辺りも指導の中に入れていきたいという思いを持った。

学務課担当課長

確かにおっしゃる通りで、以前は三角食べという表現をしたと思うのだが、ご飯、おかず、汁ものというようにローテーションというか、均等に食べていくというような形であったようなのだが、最近どうもそれがなかなか薄くなってきたということ、現場の先生方からも伺っている。先に好きな物を食べてしまって、お肉だけ食べてご飯が残ってしまってどうし

よう、という現象が現に起きていると伺っているのです、先ほどのおかずを増やすとかそういったことも考えながら、後は指導などでなるべく均等にご飯を食べるためのおかずなのだというのを強く意識していただく形で、私どももバックアップしていきたいと思っている。

朝比奈委員

始まって、どれぐらい経ったか。かなり学校毎にオペレーションも慣れてきていると思うのだが、思い浮かべて、しばらく中学校の給食、要するに学校訪問した時にいただいたのはだいぶ前の記憶なのだが、昨日の小学校もそうだったのだが、配膳がされて食事をいただく時に、多分昨日の小学校の場合はいろいろと最初に予定していたクラスが試験で立て込んでいて、急遽隣のクラスでの給食になったので、とっくに配膳が終わって皆さん食べ始める時に私は行ったからそこは確認ができなかったのだが、要するに何が言いたいのかというと、せっかく食事をいただく訳なのだが、ただ出された物を食べるのではなくて、必ずきちんと食べ始める時は「いただきます」と揃って食べ始めることをした方が私はよいだろうと常に思う。食べ終わるのも多分皆さん早く食べ終わってしまう人もあれば、ゆっくり召し上がる方もあるのは分かるけれども、そうは言っても最後は、「ごちそうさまでした」と先生が締めてくださるとよいと思う。これは先生方の各個性であるとかそういうことに委ねられているのだろうと思うが、給食という同じ釜の飯を皆で食べるというのは、そういう意味があるのかと、私が禅宗坊主で修行中そういうことを必ずやっていたからそう思うのかもしれないが、時々そういうことが気になることがある。

それと、ご飯の大盛りが食べたい子はアンケートにもあるが、おにぎりを持ってきたらどうかというのがあるが、いっそのことご飯だけ自分の家から持ってくるという選択肢もあってよいのかと、今思った。おかずだけ頼んでご飯は要らないとか、どうなのか。

山田委員

私たちが昨日一緒に訪問に行って、今懸念されていた最初の「いただきます」と「ごちそうさま」はきちんと係の子が二人前に出て来て「おいしくいただきましょう、いただきます。」とか「いただいたものに感謝しましょう。ごちそうさまでした。」というのは、やっていたので、一応はそれをお伝えしたい。

ただ、お食事の最中は本当に無法地帯というか、本当にお箸の上げ下ろしも教えてあげたいと思ったし、肘もついてるし、足は上がってるところまではいかないような姿勢の崩れた子もいたし、先生はとてもそれを注意したり見る余裕がなくて、もう配膳が全部できて、今度はおかわりの子がちゃんと行っているのかを見て、本当に忙しそうでご自分で食べられるのかという位であったので、何か教頭先生なのか、ちょっとその時間に回れる方が給食の時間毎クラス全部ではなくてもたまに見て、その辺のお行儀を見るとか何かその辺りを工夫できないかと思った。

学務課担当課長

まずは「いただきます」と「ごちそうさま」の件なのだが、私どももそう願っている。小学校は皆同じ給食を食べるのが原則だが、中にはアレルギーなどで難しい子もいるが、中学校は家庭弁当の併用制という制度を採っている。一方考え方によっては併用制なので、弁当

の子は手元に自分の所にあるから先に食べようと思えば食べられる。だが、私どもも中学校もそれはやめようということで、基本的に家庭弁当をお持ちの方も給食当番として皆でチームとして一緒に同じことをするという意思を持ってもらうため、弁当持参の子でも給食当番に入っただいて、配膳、準備室からコンテナを教室に運ぶ作業もしていただいている。弁当の子も給食の子も一緒に全員揃って、学校を見るとグループ毎に食べるのが、円卓にして一緒になって食べるのが多いようなのだが、皆で「いただきます」、そして「ごちそうさま」という話をしていただいていると思うし、学校でもそのような指導をしていると伺っている。非常にありがたいと思っている。

先ほど委員からいただいた、ご飯だけ持って来たらどうかという話が確かにあるが、私どもが提供するの完全給食という方式で、これは法律の話になってしまうが、主食と副食と牛乳をセットで提供するというのが完全給食で、お弁当屋さんという意識ではないものである。確かに補助食としてのおにぎりとかを持って来るか来ないかというのは議論の話に上がると思うが、私たちとしては完全給食を提供という概念から、主食の持参ということは現在のところは考えていない。

安良岡教育長

おかわりでのご飯を用意していてもそれが残っているというところがあるので、その辺をうまく学校の方でやりくりをしていただいで、ご飯が足りないということがないようにしていきたいと思うし、今山田委員にあった食事のマナーについてはいつも授業は見ていただいているが、給食も見ていただいた方がよいのだろうか。ご家庭の保護者の皆さんに、そういう機会も考えてみる必要があるのかと。子どもたちがどのような食事の仕方をしているのかということも課題なのかと思う。

(報告事項イは了承された)

ウ 鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」の策定について

安良岡教育長

次に、報告事項のウ「鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」の策定について」報告をお願いします。

教育指導課長

課長報告ウ「鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」の策定について、議案集 21 ページ「鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」をご覧ください。

まず、策定の経過についてご説明する。鎌倉市教育委員会が平成 30 年 2 月に策定した「鎌倉市学校職場環境改善プラン」、スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び神奈川県教育委員会が平成 30 年 4 月に策定した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」に基づき、中学校における部活動の休養日等、部活動の在り方全般に関する諸課題について検討及び協議するため、鎌倉市部活動検討委員会を

設置した。検討委員会は、8月20日（月）、10月22日（月）、11月26日（月）の3回開催し、教育指導課が作成した原案を基に、協議・検討を行った。

第1回の検討委員会で、生徒のバランスのとれた生活と成長への配慮などさまざまな観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく適用していくものを方針案として作成した。その後、9月と10月の中学校長会で検討いただき、中学校体育連盟や中学校文化連盟の理事部長会、保健部会などにおいても意見聴取をし、市PTA連絡協議会役員会でもご意見をいただいた。また、9月の教育委員会会議においてもご協議いただき、今回、方針として取りまとめさせていただいた。

方針の内容については、文化庁からも文化部活動についての指針が出され、県の方針もその内容にそそえていく中で、本検討委員会においても近隣市町と情報共有しながら、前回報告した内容から変更した部分がある。特に、「4 適切な休養日等の設定」の中で、一日の活動時間について、平日2時間程度、週休日3時間程度と活動時間を明記した。また、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、学期中は7日間連続、長期休業中は5日間連続で活動を行わず、休養日を設定することを追加した。

今後は、2月定例市議会教育こどもみらい常任委員会にて報告していく予定である。また、1月29日（火）に第4回検討委員会を開催し、平成31年度からの具体的な運用について協議を行う予定である。更に、「鎌倉市の部活動の在り方に係る方針」による取組の検証を平成31年度中に行っていくものとし、状況の把握と必要な改善を図っていくものとする。

（質問・意見）

山田委員

タイトルに「部活動の在り方」とあるが、もしかしたら中に入っているのかもしれないが、そもそも部活動というのは個人の自由で興味に応じて入るもので強制ではないというものだが、実質的に子どもたちを見ていると、入ったら抜けられない、骨折しても行かなければならないとか、非常にしんどい。逆に言えばそこまで一生懸命にやれることは素晴らしいことなのだが、義務感が強い活動だと思う。もちろん生半可な気持ちで中途半端にやったりとか、少し辛いからやめるといことがないよという厳しさも必要なのだが、骨折したり、じん帯を切っていたりする子たちが周りに居たのだが、その子は日常生活だけでも困難なのに、更に部活動も見学だけでもと出ていると、本当に疲れて学校に行く自体が大変だというのを親御さんがおっしゃっていた。そういう考え方、部活の認識について、もう少し柔軟性を持たせた方がよいのかと感じている。その辺が盛り込めるとよいと思う。今回の趣旨と合うかは、分からないのだが。

教育指導課長

もしかしたら、そうした行き過ぎた、熱心すぎる部活動もあったのかもしれないが、このガイドラインを策定するにあたって、教職員皆できちんと共通理解をし、学校でもどういった部活動をやっていくかということを中心にこのガイドラインを元にして今後話し合っていたということ。まずは、共通理解を持っていただくことが大事かと思っている。

また24ページの5に、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」ということで、子どもたち

の興味・関心に応じて行われるものであると明文化している。教育活動として意義の高い物ではあるのだが、子どもたちの興味や関心、健康を考えた上で運営していくということを、きちんと今後この方針を元に共通認識をもって来年度取り組んでいければと考えている。

山田委員

確かにここに書いてあるのを私も見たのだが、この文言が実質的に運営に反映されていないとか、先生たちはそういう意識が有っても先輩が許さないとか、あるいは同級生がそれを認めないということが風潮としてあるので、そこをこれをお配りになる時に強調していただくとよいと思う。お願いする。

下平委員

活動時間というのをどのように考えているのかと思うのだが、私自身も、うちの息子も中学時代は部活に打ち込んだのだが、そうなる自分の能力を伸ばしたいとか、コンクール直前となると自主練などがある。朝早く行って、仲間同士で、ここは部活の先生やコーチがいる訳でもないという状況で、そういうのも活動時間として見ているのか、そこまで先生方が把握していないといけないのか、その辺はどのようにお考えなのか、よろしくお願いする。

教育指導課長

今度もう一回検討委員会をやって、来年度の運営方法やガイドラインを元にした運用についての協議を行う予定だということを申し上げたが、そういうことも含めて、きちんとこれをどのように解釈してやっていくか。もちろんその時は子どもたちの心身の健康を考え、先生たちの働き方も考えながら検討していかなければいけないと思っている。

(報告事項ウは了承された)

エ 鎌倉市第3次鎌倉市図書館サービス計画素案等について

安良岡教育長

次に報告事項のエ、「鎌倉市第3次鎌倉市図書館サービス計画素案等について」の報告をお願いします。

中央図書館長

課長報告エ、「第3次鎌倉市図書館サービス計画素案等について」ご説明する。議案集は25ページをご覧ください。

鎌倉市では、平成12年3月に鎌倉市図書館サービス計画を策定し、平成26年に第2次鎌倉市図書館サービス計画を策定したところである。第2次計画の計画期間が平成30年度末までとなっているため、現在、平成31年度以降の第3次鎌倉市図書館サービス計画を策定中であり、今回、その策定状況や素案等について報告するものである。

4月定例会において、鎌倉市図書館ビジョン骨子素案の内容と、利用者懇談会を開催し第

3次鎌倉市図書館サービス計画に意見を反映していくことを報告した。その後、7月に鎌倉市図書館協議会に第3次計画の策定について諮問し、図書館協議会の中で議論し、ビジョンと第3次計画の策定を進めている。また、利用者と市民に対するアンケートを実施し、その結果や利用者懇談会での意見を反映し、この度、ビジョンと第3次計画の素案を取りまとめた。

添付したビジョン素案、1ページをご覧いただきたい。このビジョンは、平成31年度からの4年間の第3次計画の策定に先立ち、鎌倉市図書館の目指すべき姿を明確にするため定めており、第2次計画のサービス方針を踏襲しつつ、状況の変化に合わせ、改めて図書館の使命を確認し、新たな基本方針を定めた。鎌倉市図書館の使命は図書館の基本である「いつでも、誰でも、どこでも」市民が望む情報を得ることができる環境を保障し、歴史と文化を後世に伝え、鎌倉の5地域に1館ずつの五つの図書館のネットワーク全体の力でまちづくりと市民の暮らしと学びを応接していくことをうたっている。

ビジョン素案の2ページをご覧いただきたい。基本方針を記載しているが、直営体制で安定的かつ効果的な運営を図り、現状と課題と図書館の使命を踏まえ、「つながる、ひろがる、100年図書館」を基本方針としている。「つながる」とは、知りたい情報、求める資料と市民をつなぎ、現在と過去、未来をつなぐこと、さまざまな人々をつなぐ場となり、親しみやすく、温かい市民の居場所を目指すことを表している。「ひろがる」とは、市民参画・協働の図書館として、市民とともに図書館サービスをひろげ、図書館がさまざまな世代が交流できる場となるよう取り組むことを表す。「100年図書館」とは、これまでの歩みを大切にし、地域貸料を通して歴史のある鎌倉の魅力を発信し、100年先の未来にも誇れる図書館を目指すことである。

ビジョン素案の4ページを参照願いたい。ビジョンの策定にあたっては、第3次計画の4年間だけでなく、中長期的にわたる図書館の展望について記載した。

次に、第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について説明する。この計画素案はビジョンの実現化に向けて策定を進めている。計画素案4ページをご覧いただきたい。ここでは、図書館法や国の基準、そして、第3次鎌倉市総合計画等の行政計画との調和を図りながら、第3次計画を策定することを記載している。

5ページをご覧いただきたい。鎌倉市図書館を取り巻く状況の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、第3次計画の期間は、平成31年度から34年度までの4年間としている。4の「鎌倉市図書館を取り巻く事情」では、本市の現状、全国の公立図書館を取り巻く現状、鎌倉市図書館の現状について分析を行っている。

10ページをご覧いただきたい。今回、鎌倉市図書館に対する利用者や市民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施したが、その結果について記載している。来館者アンケートでは、貸出点数や開館日、職員の対応については、7割以上の方に満足、やや満足の回答をいただく一方で、閲覧スペース、資料の量・種類については満足度が3割程度と低く、また、開館時間、図書館の広さ、館内施設の快適さに関しては、不満を感じる割合が高いという結果が出ている。

12ページをご覧いただきたい。平成30年3月から9月にかけて計5回の利用者懇談会を開催し、利用者の声を直接伺ったが、本や資料を媒介とした地域の人々の知的交流や学びの場として望まれていることが分かった。

計画素案 14 ページは、鎌倉市図書館の現状と課題についてまとめている。利用者ニーズへの対応、施設の老朽化、資料費の確保、図書館を利用しにくい方へのサービス、情報通信技術の進展への対応、職員の知識・技術の継承と能力の育成、市民協働、近代史資料の活用といった点で課題を抱えている。

16 ページからは、ビジョンに掲げる基本方針として、「つながる、ひろがる、100 年図書館」に基づく施策を位置付けている。続いて 20 ページから 63 ページまでは、この施策の第 3 次計画における目標設定をした。具体的には、20 ページ一番上の表の中なのだが「サービス目標水準の設定」の項目をご覧いただきたいと思う。第 2 次計画での達成目標と結果を踏まえ、課題を洗い出し、第 3 次計画の目標設定をしており、今後これ以降、全ての項目が同様の表記の仕方をさせていただいている。

64 ページに進み、計画実行のための体制を、進行管理、状況の評価、計画の進行に関する情報の提供の順に記載している。65 ページをご覧いただきたい。今後検討していくべき図書館の中長期的な展望について、「鎌倉市公共施設再編計画」等に合わせて、中央図書館と地域館の役割を含めて記載している。66 ページ、「おわりに」の最後には、鎌倉市図書館は市民から何を望まれているのか、常に立ち返って考え続ける努力を重ねていくことを記載している。

今後は、現在実施しているパブリックコメントでいただいた市民意見や庁内関係課の意見を素案に反映させていく。その後、図書館協議会から第 3 次計画案の答申を得た後、教育委員会に協議をさせていただき、第 3 次計画を策定していきたいと考えている。

(質問・意見)

安良岡教育長

いつまでに意見を図書館に伝えればよいか。

中央図書館長

現在パブリックコメントを 1 月 12 日までということで実施しているので、その期間に合わせてもらえると幸いである。

教育部次長兼教育総務課担当課長

追加で、補足の説明をさせていただく。今回こういう形で進捗状況の報告させていただいている。その後、図書館協議会等に向け答申を得た後、教育委育委員会には正式に協議ということで 1 月もしくは 2 月の定例会で正式な協議をお願いしたいと思っている。お手元にお配りしているので、時間をかけてご覧いただき、ご意見をまとめていただければと思っている。

安良岡教育長

これだけの量を見るのは時間がかかると思うので、また後ほどご意見いただければと思う。何かあれば、図書館にご連絡いただきたい。

(報告事項エは了承された)

オ 鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準の策定について

安良岡教育長

次に報告事項のオ「鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準の策定について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

報告事項オ「鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準の策定について」、説明させていただく。議案集は 26 ページから 29 ページをご覧ください。

学芸員等が職務遂行上、また業務上知り得た情報を取り扱うに際しての基準「鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準」の策定について、10月の教育委員会定例会においてご協議させていただいたが、各教育委員の皆さまからの特段のご意見等はなかった。その後、教育長の決裁をいただき 12 月 12 日付で施行したので、ご報告申し上げます。

以下、概要について説明する。議案集 27 から 28 ページ「鎌倉市教育委員会学芸員等倫理基準」をご覧ください。全体は全 12 条からなり、順に、第 1 条で本基準の「目的」を、第 2 条で「学芸員等の定義」を、第 3 条で受益者への「貢献」を、第 4 条で資料並びににそれに関わる人たちへの「尊重」を、第 5 条で目標達成の「業務の改善」を、第 6 条で資料の「収集・保存」を、第 7 条で「調査研究」を、第 8 条で「展示・教育普及」を、第 9 条で学芸員等の「研鑽」を、第 10 条で「発信・連携」を、第 11 条で学芸員等の「自律」を、第 12 条で「業務外媒体への発表」をそれぞれ挙げ、鎌倉市教育委員会学芸員等が取り組むべき倫理基準を列挙している。また、業務で知り得た知識・情報を業務外の刊行物等に発表する場合は、議案集 29 ページ「鎌倉市教育委員会学芸員等業務情報使用届出書」の提出を義務付けている。

本基準の制定により、業務の公益性を高めるとともに、その活動の推進に寄与し、学芸員の自由活発な調査研究とその成果発表等の活動を保障しようとするものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

今次長からお話いただいたように、業務の公益性を高めるとともに学芸員の自由活発な調査研究と成果の発表というのは是非、その辺の推進についてはよろしく願います。

文化財部長

学芸員はやはり調査研究、研究職という位置付けがある。そうした場合、やはり日常業務の中で調査研究を重ね、その成果を市民へあるいは市で学び育つ子どもたちに還元していく、それが最大の使命であるので、もちろん外部のいろいろな研究雑誌等に論文を発表していくことは積極的にやっていくべきで、そのための保障としてこういう届け出をしてもらおうとい

うこと。それと同時に、今現在準備を進めているのだが、これまで教育委員会では調査研究費用というようなものを持っていなかったが、本年度なんとか調査研究費用、最初は規模は小さいものかもしれないが、まずそれを作って、内部的にも積極的な調査研究成果発表を果たしていきたいと考えている。

(報告事項オは了承された)

ウ 行事予定 (平成 30 年 12 月 19 日～平成 31 年 1 月 31 日)

安良岡教育長

次に報告事項のカ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定である。議案集の 30 ページ以降で、掲載をさせていただいている。教育部からは 1 点、31 ページ 16 番。第 51 回鎌倉市学校保健大会を例年行わせていただいているが、先ほど議案で説明申し上げたとおり、生涯学習センターの通常ホールでやらせていただいていたのを、今回鎌倉商工会議所のホールをお借りして実施させていただくことになった。改めてご案内をさせていただく。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

文化財部の方からは、議案集 33 ページ 41 番～44 番までである。新春、年明けから再開する美術展の国宝館で 42 番の特別展「没後 800 年源実朝とその時代」ということで、ちょうど源実朝 1 月 27 日が命日で、来年が没 800 年ということ、それを記念して肖像作品をはじめとして、その信仰や芸術に関する資料などを一度に展示をしたいと思っている。ちょうど今日、明日以降、県内や山梨の方にも資料をお借りするというので、今ちょうど行って準備しているところである。この 1 月、2 月の命日の期間での開催となり、実朝の終焉の地である八幡宮の境内の中にある国宝館で開催するというのも一つ意味があると思っており、実朝やその実朝の生きた時代へのご理解を深めていただきたいと思っている。

次が 44 番、最後の方で、これは歴史文化交流館の新規企画展ということで「鎌倉 disaster 災害と復興」ということで、鎌倉が災害に見舞われたのは近代に限ったことではなく、いろいろな文献資料や発掘調査の成果から、中世の災害痕跡というのも確認されてくるようになっている。近代では関東大震災などの関係資料、写真等も存在している中で、発掘調査、近世資料から、鎌倉の復興への足跡というのも見つめるような展示にしたいと思っている。またパンフレットなどが刷り上がったら、各委員にもご案内を差し上げたいと思っている。

40 番、これは図書館の部分なのだが、これは国宝館スペシャルということで、広報の 12 月 15 日号に載せさせていただいたが、国宝館の学芸員が図書館に出張させていただき、新春の特別展の事前の周知というか、宣伝も兼ねて実朝展の見どころを解説するというところ

で、今募集をさせていただいているところである。

(質問・意見)

山田委員

図書館のことにに関してだが、33番から「あかちゃんと楽しむおはなしかい」というのがあり、0歳を対象にしてらっしゃる。1歳はお話分かるかと思うのだが、0歳はどのようなことができるのかと、面白いと思って見ていたのだが、一言で結構なので教えていただけないか。

中央図書館長

0歳のお子さんということで、まだ赤ちゃんで寝ているということがあると思うのだが、おはなしかいをして雰囲気や和むので、お母さんも和むし、それに伴って赤ちゃんも和むところを目的として実施している。

安良岡教育長

山田委員も、もしよかったらお話しにいただければ、よろしく願います。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

キ 鎌倉生涯学習センターの休館に伴う目的外使用許可取消しに係る聴聞の実施について

安良岡教育長

次に報告事項のキ「鎌倉生涯学習センターの休館に伴う目的外使用許可取消しに係る聴聞の実施について」報告をお願いします。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

課長等報告キ「鎌倉市生涯学習センターの休館に伴う目的外使用許可取消しに係る聴聞の実施について」の専決処分について、説明申し上げる。

鎌倉生涯学習センターの休館に伴い、地方自治法第238条の4第7項及び鎌倉市公有財産規則第22条から第42条までの規定により許可した3件の行政財産の目的外使用について、その許可を取り消す不利益処分を行うにあたり、鎌倉市行政手続条例に基づく聴聞を実施する必要がある。3件の目的外使用許可については、議案集(その2)、2ページのとおりである。

鎌倉生涯学習センターは平成30年12月28日から休館とすることから、それまでに聴聞を実施したうえで、目的外使用許可の取消処分を行う必要があったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項に基づき、聴聞を実施する専決処分を行ったため、同規則第5条の規定により報告するものである。なお、聴聞は、3件とも本日17

時 30 分から順番に行う予定としている。

(質問・意見)

安良岡教育長

目的外使用の許可をした団体についてということか。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

目的外使用は、4月1日から来年の3月31日までの使用許可をしている。その間の今回12月28日で休館となり、1回この時期で切れてしまうので、その部分について聴聞を開催しなければいけないという条例があるため、開催するものである。

(報告事項キは了承された)

2 議案第 22 号 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

安良岡教育長

次に日程の2、議案第22号「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

日程の2、議案第22号「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明をする。議案集(その2)、3ページから9ページを参照願いたい。

鎌倉生涯学習センターの耐震改修を行うため、センターの施設等の使用を停止するにあたり、生涯学習に関する総合的な連絡調整等の事業を行うセンターの事務室を、鎌倉市御成町12番18号 鎌倉道営業所2階に移転するため、鎌倉市生涯学習センター条例の改正を行うものである。

改正内容としては、移転に伴い、第2条で定めているセンターの設置位置を、鎌倉市小町一丁目10番5号から、鎌倉市御成町12番18号に改める。次に、センターの施設及び附属設備並びに使用料について定めている別表第1を「削除」とする。この別表1の削除に伴い、第3条及び第7条の別表を引用している規定を、別表第2から別表第5までと改める。

なお、施行期日は、センターの施設等の使用を停止する平成30年12月28日とする。ただし、総合的な連絡調整等の事業を行う機能を持つ事務室等の移転は休館した後とするため、第2条第1項の改正規定は、公布の日から起算して4月を越えない範囲内において規則で定めるものとする。また、平成30年教育委員会1月定例会にて可決された平成31年1月1日からセンターの使用料を改定する「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」平成30年3月条例第51号は、センターの施設等の使用を停止するため、廃止する。

(質問・意見)

安良岡教育長

第2条は、今ある学習センターの職員皆さんが教育委員会の場所に、事務所自体が移動するというので、住所を変えるということ。そして8、9ページの別表が、貸し出ししないので削除されるということによろしいか。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

そのとおりである。休館するのでセンター自体が条例上削除となるので、それに伴う使用料の部分についても削除という形となる。

(採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された)

3 議案第23号 鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する

規則の制定について

安良岡教育長

次に日程3、議案第23号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

日程の3、議案第23号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を説明する。議案集(その2)、10ページから19ページを参照願いたい。

鎌倉生涯学習センターの施設等の使用を停止することに伴い文言の整理等が必要になるため、「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則」及び「鎌倉市教育委員会施設管理規則」の改正を行おうとするものである。改正の内容を、個別に説明する。

まず、「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則」である。12ページから17ページをご覧ください。第2条(休館日)、第9条(使用の随時予約)、第10条(使用の申請)、第12条(使用の取消)、第13条(附属設備の使用料)のうち、鎌倉生涯学習センターの使用方法等について規定している部分が不要となるため、文言を整理するものである。

続いて、「鎌倉市教育委員会施設管理規則」である。18ページ及び19ページをご覧ください。この規則において「施設」とは、教育委員会の事務事業の用に供する建物及び敷地をいうため、第2条(施設)、第3条(施設管理責任者)の別表の「施設の区分」から、「鎌倉生涯学習センター」を削除する。

施行期日は、「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則」に係る第1条の規定は平成30年12月28日とし、「鎌倉市教育委員会施設管理規則」に係る第2条の規定は、先ほどの条例

の一部改正の中で説明した、事務室等の移転に係る改正規定の施行日を定める規則の施行の日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは、使えないので条例から削除しなければならない。また使えるようになったら設定するとのことである。

下平委員

こういう事態になってしまい皆さま大変だと想像がつくのだが、他の4か所の学習センターだけでは割りふれないところが多々あると思う。目的、例えば音楽会をやるとか人数とかによって大変なところもあるだろうが、これをチャンスととらえて、今まで足が向かなかった所へ市民の方へ行っていただく機会と考えることもできるのではないかと思う。そういう意味では、教育委員会あるいは市役所の可能な範囲で、例えば歴史文化交流館の中でミーティングをするとか、図書館を活用するとか、考えてくださっていると思うのだが、川喜多記念館でもホールとか空いている時もあるかもしれないし、できるだけ今まで足が向かなかった所に市民の方が少しでも行っていただくように幅広く、柔軟に割り振っていければよいと思う。その辺、どの程度まで考えてくださっているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

できる限りの範囲で、できるだけ広くと考えている。もちろん市の施設、委員会が所有している施設、または他の公共団体が使っている施設等々、現在振替施設として提示しているもの以外にも利用がされる新たな機会とは、前向きにさせていただきたいと思う。それに向けて、閉じている間に教育委員会としてはどういうことができるかという部分も、それに対してお手伝いすることができるかというところは、閉館してからということになってしまうが、詳細に検討させていただきたいと思う。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

交流館を所管するというので、私から1件。さっそく文化人権課から、文化協会主催の鎌倉市教育委員会がそれぞれ後援している、新春の書とか絵画とかお花とか展示しているのを、新年の1週間位の期間だと思うが学習センターを使うということで、交流館の交流室でお受けし、そちらで開催されるということとなっている。今後も協力できるようなことがあれば協力させていただきたいと思っている。

山田委員

私も下平さんのおっしゃった件に賛同するのだが、それと同時にできれば一元化した予約システムのようなものができて、それぞれの所管する部署が市の中でも違うとは思いますが、これ位の収容人数でこういうことができるという、音が出せるとか出せないだとか、あるいは会議ができるとか、机が有るとか、そういうことが分かるような一元化したサイトなのか予

約システムがあれば一番よいのだが。オンライン予約まで受け付けられないのとしても、何かそういうものが分かるようなものを、この機会にこの代替ということに合わせて紹介できるとよいと思うのだが、いかがか。

教育部次長教育総務課担当課長

確かに縦割りの中で、所管別に予約等のシステムが成っているかと思う。今回の代替の施設として紹介できるものに関しては一覧表にして、ホームページで提示させていただいているところなのだが、予約というところまでになると、それぞれのシステムの中でどのように相乗りしていけるかというのはあるとは考える。貸部屋としてやっているところに関しては従前からいろいろ統一的な予約ができたらということがあるので、少し長い課題になってしまいかもしれないが、その辺のところはまた検討してまいりたいと思う。

(採決の結果、議案第 23 号は原案どおり可決された)

安良岡教育長

以上で、本日の日程は、全て終了した。これをもって、12 月定例会を閉会する。
皆さま、よいお年をお迎えいただきたい。